別府第一市民運動広場,別府第二市民運動広場, 拓川市民運動広場,空港東第四公園テニスコート, 湯月公園テニスコート及び重信川緑地(井門町)

現状について

3

令和5年7月

松山市 坂の上の雲まちづくり部 スポーティングシティ推進課

別府第一市民運動広場,別府第二市民運動広場,拓川市民運動広場, 空港東第四公園テニスコート,湯月公園テニスコート及び重信川緑地(井 門町)

現状について

体育施設名には、「a 別府第一市民運動広場、別府第二市民運動広場(共通)」、「b 拓川市民運動広場」、「c 空港東第四公園テニスコート」、「d 湯月公園テニスコート」、「e 重信川緑地(井門町)」を区分しています。

1 平等な利用の確保

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	【利用者】 特に制限は設けていない。(原則,誰でも利用可能である。) 但し,スポーツ・レクリエーションの振興を図るための利用者に限る。 【利用方法】 ・利用者は使用許可申請書を提出することによって利用できる。ただし,松山市公共施設案内・予約システム「つばきネット」に入力することによって施設の使用を予約した者は,当該予約の確定の登録をもって許可申請書の提出に代えることができる。 ・e 重信川緑地(井門町)を利用する利用者は「公園内行為許可申請書」を提出することによって利用できる。ただし,松山市公共施設施設案内・予約システム「つばきネット」に入力することによって施設の使用を予約した者は,当該予約の確定の登録をもって公園内行為許可申請書の提出に変えることができる。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

※重信川緑地(井門町)は「重信川ソフトボール広場」の名称で運営している。

2 利用促進(収益性の向上)

(1) 利用状況

別紙参考資料一覧参照

(2) 周知・広報等

施設名	現状
(全施設) a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 b 拓川市民運動広場 c 空港東第四公園テニスコート d 湯月公園テニスコート e 重信川緑地(井門町)	松山市HP ・松山市ホームページ→施設案内→公園・スポーツ施設→市内スポーツ施設の紹介→市内スポーツ施設→松山市公共スポーツ施設一覧 市民便利帳 ・まつやま市民便利帳に記載

3 サービスの維持・向上

- (1) 利用の受付及び使用料の徴収等に関する業務
 - ① 利用の受付に関する業務

i 受付及び使用許可書の発行

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・c 空港東第四公園テニスコート事務所, d 湯月公園テニスコート事務所 においてのみ,松山市公共施設利用者カード登録申請書の受付及びカード の発行を行っている。
b 拓川市民運動広場	・ a ~ d 施設は、使用許可申請書を受付し、それに基づき、許可書の発行を行っている。 ・ e 施設は都市公園区域であることから、松山市都市公園条例を適用するため、施設利用の際は「公園内行為許可申請書」を受付、それに基づき「公園内行為許可書」の発行を行う。(※つばきネットにて出力可能。)施設利用に関する申請書受付及び許可書発行等は c 空港東第四公園テニスコー
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	ト事務所にて行う。

② 使用料金の徴収等に関する業務

i 施設使用料

	705 IX (X/1) 1-1	
	施設名	現 状
	別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b ‡	拓川市民運動広場	・利用前までに c 空港東第四公園テニスコート事務所において申請許可手続きと同時に使用料を徴収し、領収書を発行する。
c 2	空港東第四公園テニスコート	
d À	場月公園テニスコート	利用前までに事務所において申請許可手続きと同時に使用料を徴収し、領収書を発行する。
е	重信川緑地(井門町)	無料

ii その他使用料

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・c 空港東第四公園テニスコート及び d 湯月公園テニスコートについて は,清涼飲料水自動販売機の電気使用料を指定管理者からの報告に基づき, 市が設置業者に請求している。 a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場及びb 拓川市民運動広場の施設については設置業者が直接電気料金を支払っている。 <清涼飲料水自動販売機の設置台数> a 別府第一・第二市民運動広場 (1台) b 拓川市民運動広場 (1台) c 空港東第四公園テニスコート (2台) d 湯月公園テニスコート (2台)
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	・無し(自動販売機の設置無し)

③ 使用料の市への納付に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場	・収納した使用料は、金融機関の翌営業日に納入通知書により松山市指定金融機関に払い込む。
(共通)	・収納金を払い込んだときは、速やかに収納実績日報を記入する。

b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	・現在は無料としているが、今後、施設使用料を徴収することになった場合は $a\sim d$ 施設と同様の取り扱いとする。

④ 使用の制限に関する業務

i 使用許可の制限

指定管理者は、松山市体育施設条例第3条各号のいずれかに該当するときまたは、松山市都市公園条例第4条第1項第4号以外の行為に該当するときは(下記に記載する行為)体育施設等の使用を許可しない。

施設名	現 状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 b 拓川市民運動広場 c 空港東第四公園テニスコート d 湯月公園テニスコート e 重信川緑地(井門町)	・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・体育施設等の管理上支障があると認められるとき。 ・上記以外に市長が使用を不適当と認めるとき。 (施設改修,悪天候時,災害時避難場所の指定時及び目的外使用に対する 時等に制限をしている。) 例)湯月公園テニスコートについては大雨後水が溜まり,利用制限の事例あ り。

ii 使用許可の取消し等

指定管理者は、松山市体育施設条例第7条各号のいずれかに該当する場合または、松山市都市公園条例条例第4号第1項第4号の許可に限り同条例第18条第1項に該当する場合、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

施設名	現、状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 b 拓川市民運動広場 c 空港東第四公園テニスコート d 湯月公園テニスコート	 ・松山市体育施設条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・使用許可の条件に違反したとき。 ・偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 ・松山市体育施設条例第3条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 (施設改修,悪天候時,災害時避難場所の指定時及び目的外使用に対する時等に制限をしている。)
e 重信川緑地(井門町)	・都市公園法、松山市都市公園条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。・行為許可の条件に違反したとき。・偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

⑤ 使用料の減免等に関する業務

i 使用料の減免

指定管理者は、松山市体育施設条例第5条または、松山市都市公園条例第16条に規定する、特別の理由があると認められるときは、「松山市体育施設使用料減免申請書」「公園使用料減免申請書」を受け取り、市へ進達する。

- a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 b 拓川市民運動広場
- c 空港東第四公園テニスコート
- d 湯月公園テニスコート
- e 重信川緑地(井門町)
- ・条例の減免規定に該当する場合は、減免申請書に基づき市において減免許 可を行っている。
- a~d施設:松山市体育施設使用料減免申請書
- · e 施設:公園使用料減免申請書 (※現在 e 施設は無料であるため、減免申請の取扱いは使用料を徴収する ようになってから。)

使用料の還付 ii

指定管理者は、松山市体育施設条例第6条及び松山市都市公園条例第15条の規 定により既納の使用料は、還付しない。ただし、松山市体育施設条例施行規則第 6条の規定のいずれかに該当する場合は、市と協議する。

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 b 拓川市民運動広場 c 空港東第四公園テニスコート d 湯月公園テニスコート	 ・松山市体育施設条例施行規則第6条のいずれかに該当する場合、申請書(写)・領収書・請求書(団体の場合は、委任状が必要)を指定管理者が受付し市が還付を行っている。 【松山市体育施設条例施行規則第6条】 ・天候その他不可抗力等により施設の使用ができないとき。 ・公益上その他の事由により施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止、変更若しくは制限したとき。 ・その他市長が相当の理由があると認めたとき。
e 重信川緑地(井門町)	・松山市都市公園条例第15条のいずれかに該当する場合、申請書(写)・領収書・請求書(団体の場合は、委任状が必要)を指定管理者が受付し市が還付を行う。 【松山市都市公園条例第15条】 ・許可を受けて、使用または行為を使用とする者が自己の責に帰することができない理由によって使用または行為ができなくなった場合・市の都合で許可を取り消した場合・その他市長が正当な理由があると認めた場合

(2) 施設の運営に関する業務

① 日程調整に関する業務

指定管理者は、市の施策に合致した大会等については、事前に市の指示を受け、 優先事項として年間スケジュール等の調整を図ること。

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 b 拓川市民運動広場 c 空港東第四公園テニスコート d 湯月公園テニスコート e 重信川緑地(井門町)	・公的団体等が大会等で施設を使用する際は、事前に市へ相談し日程調整を行っている。・市が毎年1月に施設ごとの関連団体を集め、翌年度の日程調整会を開催し、その結果を伝え指定管理者がつばきネットに入力し、予約システムへの対応を行っている。

② 施設の開場, 閉場に関する業務

i 開場準備

施設名	現 状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・利用当日,指定管理者が施設へ赴き駐車場入口,運動場入口及びトイレ入口を開錠している。
b 拓川市民運動広場	・利用当日,指定管理者が施設へ赴き運動場入口を開錠している。
c 空港東第四公園テニスコート	・指定管理者が開場している。

d 湯月公園テニスコート	・指定管理者が開場している。
e 重信川緑地(井門町)	・開放施設であるため開場の必要なし。

ii 閉場点検

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・使用後は最終利用者が施錠し、その後指定管理者が施錠確認の見回りを行
b 拓川市民運動広場	い c 空港東第四公園テニスコート事務所へ鍵を返却している。
c 空港東第四公園テニスコート	・指定管理者が閉場している。
d 湯月公園テニスコート	・指定管理者が閉場している。
e 重信川緑地(井門町)	・開放施設であるため閉場の必要なし。

③ 設備の破損及び適切な使用の確認に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・指定管理者が毎日各施設の巡回を行い、設備を点検・整備するとともに、 利用者への適正利用についても確認指導をしている。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	・指定管理者が毎日設備を点検・整備するとともに、利用者への適正利用に ついても確認指導をしている。
d 湯月公園テニスコート	・指定管理者が毎日設備を点検・整備するとともに、利用者への適正利用に ついても確認指導をしている。
e 重信川緑地(井門町)	・指定管理者が毎日各施設の巡回を行い、設備を点検・整備するとともに、 利用者への適正利用についても確認指導する。

④ 防犯・安全対策に関する業務

i 防犯対策

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・開場時間内は,指定管理者職員が巡回を行い異常のある場合は,適切な対応に努め必要な場合については,警察等関係機関への通報を行うとともに市にその旨報告をしている。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	・開場時間内は,指定管理者職員が常駐し適切な対応をしている。
d 湯月公園テニスコート	・開場時間内は,指定管理者職員が常駐し適切な対応をしている。

e 重信川緑地(井門町)	・利用可能時間は、指定管理者職員が巡回を行い、異常のある場合は、適切な対応に努め必要な場合については、警察等関係機関への通報を行うとともに市にその旨報告を行う。
--------------	--

ii 安全対策 (事故防止対策)

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	・巡回等による施設点検により事故防止に努めている。
c 空港東第四公園テニスコート	・使用上の注意を表示し、事故防止に努めている。 ・事故等が発生した場合には、適切に対処するとともに市へ報告している。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

⑤ 釣銭等の準備に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	・釣銭を準備し,使用料と区別して対応している。
c 空港東第四公園テニスコート	・現在は無料としているが、今後、施設使用料を徴収することになった場合は $a \sim d$ 施設と同様の取り扱いとする。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

⑥ 放置自動車等への対応に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	・発見時は、市へ報告している。 ・対応については市の指示に従うこと。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

⑦ 不法駐車・不審者等への対応に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	・不法駐車がある場合,所有者等に注意を促す。
c 空港東第四公園テニスコート	・不審者等を見受けた場合は、速やかな退去を求め、必要な場合には、警察への通報を行うとともに、市へ報告している。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

⑧ 施設内事故対応に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	・基本的に利用者の自己責任において対応している。・指定管理者が施設所有管理者賠償責任保険に加入しており、利用者等に損
c 空港東第四公園テニスコート	害を及ぼしたときは補償を行う。 ・事故等が発生した場合には、適切に対処するとともに市へ報告している。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

⑨ 災害対策に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・市の防災計画に準じ、対応を行っている。・非常事態に備え、緊急時の対応ができるよう体制を整えておくとともに、対応マニュアル等を作成してある。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	・e 重信川緑地 (井門町) は河川占用について河川法を遵守するため,利用制限や避難誘導等を行うと共に,洪水の恐れがある場合は道具等の移動を行うなど適切に管理すること。

⑩ 苦情等の取扱い

施設名	現状
-----	----

a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・苦情・要望を受け付けた場合は、内容を検討し、公正かつ迅速な対応を行っている。 (各施設周辺地域から駐車場での騒音、グラウンドから土埃、落ち葉の舞い 込み、植栽の害虫、ボールの飛来、ボールの打撃音等)
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

(3) 施設等の維持管理に関する業務

- ① 施設・設備等の維持管理に関する業務
 - i 浄化槽保守点検・法定検査・清掃業務

施設名	現状
c 空港東第四公園テニスコート	・現在の委託等の契約先は、 <し尿浄化槽の保守点検業務> →(株)都クリーン <法定検査> →愛媛県浄化槽協会 <清掃> →(制拓南興業
e 重信川緑地(井門町)	・現在の委託等の契約先は <トイレ浄化槽保守点検業務> →(株)都クリーン <浄化槽法定検査> →愛媛県浄化槽協会 <合併浄化槽汚泥引抜き手数料> →侚愛媛興業社

ii 夜間警備委託

施設名	現	状
c 空港東第四公園テニスコート	・現在の委託契約先は、セコム(株) <事務所の保全業務>	
d 湯月公園テニスコート		

iii 樹木管理委託

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・現在,指定管理者が委託をしている契約先は,(株)愛媛庭園 ・施設利用が円滑にでき,近隣住宅等に迷惑をかけないように樹木管理をし ている。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	

iv 除草委託

a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・指定管理職員で対応し、委託が必要な場合は、(一財) 松山市シルバー人材センターへ依頼している。 ・施設内の除草業務及び、作業により発生した廃棄物の処理をしている。 ・市(スポーティングシティ推進課)が指定する範囲の除草作業を(一財) 松山市シルバー人材センターに依頼している。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

② 施設等の修繕・工事に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	・1件130万円以上の修繕・工事については、市直轄で対応している。 ・1件130万円未満については、指定管理者において対応している。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

③ 備品等の維持管理に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	・指定管理者においても備品等のチェックを行い,注意をもって管理してい る。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

④ 消耗品等の管理に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・各施設の利用者サービスの観点から不便を感じることのないように, 随時 点検・補充を行っている。
b 拓川市民運動広場	

c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	

⑤ 施設等の清掃に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・毎日,巡回によりトイレ清掃をはじめ,グラウンド内や駐車場のゴミ処理 や水路等の清掃,及び除草作業を行っている。
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	・常駐スタッフが常に気を配り、清掃作業等を行っている。
d 湯月公園テニスコート	
e 重信川緑地(井門町)	・毎日、巡回によりトイレ清掃をはじめ、グラウンド内や駐車場のゴミ処理 や水路等の清掃、及び除草作業を行っている。

⑥ 植栽管理に関する業務

施設名	現状
a 別府第一市民運動広場, 別府第二市民運動広場 (共通)	・敷地内の植栽を適切に保護・育成・剪定しており、円滑に施設利用ができ、 近隣住宅等に迷惑をかけないように樹木管理をしている
b 拓川市民運動広場	
c 空港東第四公園テニスコート	
d 湯月公園テニスコート	